

各 位

会 社 名 コムシスホールディングス株式会社 代表者名 代表 取締役社長 髙島 元 (コード番号 1721 東証第1部) 問合せ先 取締役総務部長 山本 智昭 (TEL.03-3448-7000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日 開催予定の当社第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ いたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条(取締役の責任免除)第2項及び現行定款第41条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠役員の 予選に関する項数が変更されましたので、現行定款第34条(選任)について、所要の変更を行 うものであります。

なお、現行定款第31条(取締役の責任免除)第2項の変更に関しましては、各監査役の同意 を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

	(上版は及入回川とかしよう)
現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第31条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、	2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、
社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規	取締役(業務執行取締役等である者を除く。)と
定する <u>社外取締役</u> の損害賠償責任を限定する	の間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠
契約を締結することができる。ただし、当該契	償責任を限定する契約を締結することができ
約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規	る。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の
定する最低責任限度額とする。	限度額は、法令が規定する最低責任限度額とす
	る。

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(選任)	(選任)
第34条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 本会社は、会社法第329条<u>第2項</u>の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。4 (条文省略)	3 本会社は、会社法第329条<u>第3項</u>の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。4 (現行どおり)
第 35 条~第 40 条(条文省略)	第 35 条~第 40 条(現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第 41 条 (条文省略)	第 41 条 (現行どおり)
2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外監査役</u> の損害賠 償責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令が規定する最低責 任限度額とする。	2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する最低責任限度額とす る。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日平成27年6月26日(金)定款変更の効力発生日平成27年6月26日(金)

以上